令和　年　月　日

（派遣元）

株式会社山口労働　御中

（派遣先）

株式会社△△産業

代表取締役　△△△△

**延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知**

　労働者派遣法第40条の２第７項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を、下記のとおり通知します。

記

**１　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所**

株式会社△△産業　山口事業所

山口県山口市緑町○○○○番地

**２　上記事業所の延長後の抵触日**

令和　年　月　日